手続実施基本契約締結に関する申込要領　（非会員用）

日本貸金業協会は、金融庁長官から金融トラブル解決制度の一環である「指定紛争解決機関」として、貸金業法上の指定を受けております。

貸金業者は例外なく当協会と「手続実施基本契約」を締結していただくことが、貸金業法第 12 条の 2 の 2 により義務となっておりますので、貸金業登録後は速やかに手続をお願いします。

手続実施基本契約の締結申込につきましては、下記の要領にて手続を行います。

記

１．　申込書　　添付の「手続実施基本契約申込書（非会員用）」（別紙様式第 2 号）によりお申込ください。

２．　申込先　　管轄する日本貸金業協会支部へ持参又は郵送によりご提出ください。

３．　添付書類　①苦情処理及び紛争解決に関する規則を含む貸金業に係る社内規則の写し。
②貸金業登録済通知書の写し。
③法人の場合は登記事項証明書、個人の場合は住民票の抄本等。

４．　費用　　「紛争解決等業務に関する規則」に基づく負担金の額及び振込先については、申込承諾後に協会から書面でご案内します。

５．　契約承諾　①原則としてお届けの電子メールアドレスに通知いたします。
②メール環境がない方へは書面にて通知いたします。

※手続実施基本契約の対応部署に関して変更事項が生じた場合は、協会ホームページの「加入貸金業者の変更届」を利用してご対応ください。
https://www.j-fsa.or.jp/moneylender/adr/change_report.php

【本件についてのお問合わせ先】

日本貸金業協会
貸金業相談・紛争解決センター　紛争受付課
電話 03-5739-3863

（別紙様式第２号）

手続実施基本契約申込書（非会員用）

日本貸金業協会 御中

日本貸金業協会の「紛争解決等業務に関する規則第 31 条」に基づき、後記手続実施基本契約条項及び以下の事項を確認し、かつ承認の上、手続実施基本契約の締結を申込します。

① 本申込書及びその添付書類の記載内容は正確であり、かつ重要な事項について漏れなく記載されていること。
② 添付された社内規則は、申込時点において有効な申込者の貸金業に係る社内規則の全てであること。
③ 本申込を審査するために協会から資料の請求又は説明を求められた場合、これに誠実に応じること。
④ 本申込後、本申込が承諾されるまでの間に本申込書、添付書類その他協会に提出した資料の内容が変動した場合には、遅滞なく協会に対して変更後の内容を通知すること。
⑤ 本申込の結果にかかわらず、本申込書及び添付書類につき返還を受けられないこと。
⑥ 本申込に当たり納付された初年度負担金相当額につき、手続実施基本契約が締結された場合には初年度負担金に充当されること、協会が本申込に応じなかった場合には、申込者は遅滞なく初年度負担金相当額の返還を受けられること、返金される場合の初年度負担金相当額には利息が付されないこと。
⑦ 紛争解決等業務に関する細則に定める場合を除き、本申込に対する承諾の通知は、下記メールアドレス宛にメールにより通知されること。

１．申込日　　令和　　年　　月　　日

２．申込者　　住所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

社名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

貸金業登録番号：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（法人にあっては、その事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

電話番号：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（別紙様式第２号）

ＦＡＸ番号：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

Ｅメールアドレス：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（携帯電話のメールアドレスは届出できません。）

本件に関する連絡先電話番号：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ご担当者氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

本申込に対する承諾の通知を書面で受けることを希望する場合には、以下にチェックしてください。

☐ 本申込に対する承諾の通知を書面で受けることを希望します。

（事務局使用欄）

受付日：　　受付担当者：

負担金確認日：　　負担金確認者：

（別紙様式第２号）

紛争解決等業務に係る手続実施基本契約条項

甲：申込が承諾された場合の申込者
協会：日本貸金業協会

（甲の規則等遵守義務）

第1条　甲は、協会の定める紛争解決等業務に関する規則（以下「規則」という。）及び紛争解決等業務に関する細則（以下「細則」といい、規則と細則とを総称して「規則等」という。）に規定された加入貸金業者の義務を遵守しなければならない。

2　協会が規則又は細則を変更した場合には、変更後の規則又は細則の定める加入貸金業者の義務を遵守しなければならない。

（貸金業相談・紛争解決センターの公表等）

第2条　甲は、甲の貸金業務に係る指定紛争解決機関として、日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センターの名称及びその主たる事務所の所在地、電話番号を公表しなければならない。

2　甲は、貸金業法の規定に基づき交付又は送付する書面又はこれに代わる電磁的記録に甲の貸金業務に係る指定紛争解決機関の名称を記載する場合には、日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センターの名称を記載しなければならない。

3　甲は、本契約締結後相当の期間内に、貸金業法第14条に定める貸付条件等の掲示に、併せて、甲の貸金業務に係る指定紛争解決機関として、日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センターの名称を記載するものとする。

4　甲は、その貸金業の業務に関して広告又は勧誘をするときには、その広告の媒体又は勧誘の態様などに応じて合理的なかつ相当な範囲で、甲の貸金業務に係る指定紛争解決機関として、日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センターの名称を記載し又は表示するよう努めるものとする。

5　甲は、貸金業法第21条第2項に定める書面又はこれに代わる電磁的記録を交付又は送付する場合には、甲の貸金業務に係る指定紛争解決機関として、日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センターの名称を記載するよう努めるものとする。

（協会の義務）

第3条　協会は、規則第4章及び第5章に定めるところにより、苦情処理手続及び紛争解決手続を実施しなければならない。

（甲の義務違反の場合の措置）

第 4 条　甲が正当な理由なく本契約に定める義務を履行しなかった場合には、協会は、規則等に定めるところにより、甲の商号、名称又は氏名及び当該不履行の事実を公表し、かつ甲がその登録を受けた財務局若しくは財務支局の長又は都道府県知事に報告をするものとする。

2　甲に次のいずれかに該当する事由があるときは、協会は、規則等に定めるところにより本契約を解除することができる。

① 規則に基づく苦情処理手続又は紛争解決手続により甲と契約者等の間で締結された和解契約に定められた義務を、正当な理由なく履行しないこと。

② 規則に定める負担金又は手数料若しくは費用その他規則に定める協会に対する金銭債務の全部又は一部の履行を遅滞し、相当な期間を定めた催告を受けても履行しないこと。

③ 規則に定めるその他の義務を故意に履行しないこと。

3　甲が協会員である場合には、協会は、前項の規定による措置に代えて、協会の定款第 21 条に定める処分を行うことができるものとする。

（協会の義務違反の場合の措置）

第 5 条　協会が協会の責めに帰すべき事由により本契約に定める協会の甲に対する義務を履行しなかった場合には、甲は、これによって甲が被った損害の賠償を請求することができる。但し、損害賠償の範囲は、当該義務違反により生じた現実の損害に限られるものとし、かつ、逸失利益及び精神的損害は含まれないものとする。

（契約期間）

第 6 条　この契約の期間は定めない。

2　協会は、正当な理由がなければこの契約の解約を告知することができないものとする。

（合意管轄）

第 7 条　この契約に関する甲と協会の間の紛争については、東京地方裁判所を第 1 審の管轄裁判所とする。